工事請負契約等に係る指名停止等措置状況

指名停止の期間中は、下請負契約は禁止されています。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
株式会社久米設計　中部支社	愛知県名古屋市中村区名駅3－22－8　大東海ビル内	令和5年12月22日から令和6年6月21日まで（6か月）	別表第2第6号（競売入札妨害又は談合）	株式会社久米設計の九州支社長及びランドブレイン株式会社の社員らは、宮崎県串間市発注の入札において、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月16日に公契約関係競売入札妨害等の疑いで逮捕された。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年湖西市告示第101号）第2条第1項 別表第2第6号（競売入札妨害又は談合）に該当し指名停止要領の運用基準の規定により、当該者を6か月の指名停止とする。
ランドブレイン株式会社静岡事務所	静岡県浜松市東区原島町478－6	令和5年12月22日から令和6年6月21日まで（6か月） 令和6年1月31日付けで指名停止解除	別表第2第6号（競売入札妨害又は談合）	株式会社久米設計の九州支社長及びランドブレイン株式会社の社員らは、宮崎県串間市発注の入札において、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月16日に公契約関係競売入札妨害等の疑いで逮捕された。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年湖西市告示第101号）第2条第1項 別表第2第6号（競売入札妨害又は談合）に該当し指名停止要領の運用基準の規定により、当該者を6か月の指名停止とする。 令和5年12月27日、ランドブレイン株式会社社員の当該容疑について、宮崎地方検察庁が不起訴処分とした。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年湖西市告示第101号）第4条第6項に該当し指名停止要領の運用基準の規定により、当該者を指名停止の解除とする。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
西武建設株式会社　静岡営業所	静岡県三島市広小路町１３－６	令和5年8月24日から 令和5年9月23日まで （1か月）	別表第2第8号（建設業法違反行為）	西武建設株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。 これらのことが建設業法第28条第1項本文及び第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長より、監督処分（営業停止及び指示処分）を受けた。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領第2条第1項 別表第2第8号（建設業法違反行為）に該当するため、1か月の指名停止とする。
株式会社フソウ　東京支社	東京都中央区日本橋室町２－３－１	令和5年6月13日から 令和5年7月12日まで （1か月）	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	株式会社フソウの取締役らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。 なお、同社取締役らの贈賄罪は公訴時効が成立しているが、同市水道部の主幹兼係長が官製談合防止法違反と加重収賄の疑いで令和4年12月に逮捕され、その公判において本件事実が明らかになった。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年湖西市告示第101号）第2条第1項 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し指名停止要領の運用基準の規定により、当該者を1か月の指名停止とする。
株式会社フジタ　静岡総合営業所	静岡県静岡市駿河区中田１－５－１	令和5年5月23日から 令和5年6月22日まで （1か月）	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	株式会社フジタの使用人が、沖縄県石垣市内における宿舎建築工事において労働災害を発生させ、令和5年3月31日に石垣区検察庁から労働安全衛生法違反の罪で略式起訴された。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年湖西市告示第101号）第2条第1項 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し指名停止要領の運用基準の規定により、当該者を1か月の指名停止とする。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
青木あすなろ建設株式会社　静岡営業所	静岡県静岡市葵区日出町１－５	令和5年5月23日から 令和5年6月22日まで （1か月）	別表第2第8号（建設業法違反行為）	青木あすなろ建設株式会社は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当しているとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から、同条第3項に基づく15日間の営業停止処分を受けた。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領第2条第1項 別表第2第8号（建設業法違反行為）に該当するため、1か月の指名停止とする。